

G20 腐敗対策閣僚会合

ブラジル・ナタル

2024 年 10 月 24 日

閣僚宣言

腐敗対策とインテグリティ(清廉性)の促進を通じた公正な世界と持続可能な地球への貢献

1. 我々、腐敗の防止と撲滅に責任を有する G20 及び招待国の閣僚及び当局は、2024 年 10 月 24 日、ブラジル議長国の下、ナタルで、我々が共有するコミットメントと、腐敗に対する国際的な取組において模範を示す我々の献身を再確認した。
2. 我々は、腐敗が貧困、社会的・経済的不平等、持続可能な開発といった国際的な課題に与える影響を認識し、腐敗対策とインテグリティ(清廉性)の促進が、G20 ブラジル議長国のモットーである「公正な世界と持続可能な地球の構築」に貢献できることを確信する。
3. 我々は、過去の議長国によるリーダーシップに感謝の意を表するとともに、G20 腐敗対策作業部会(ACWG)の過去 13 年間の活動の強固な基盤の上に取り組んでいくことを目指す。我々は、特に、サウジアラビア及びインドが、それぞれ 2020 年及び 2023 年に G20 議長国の下で開催した過去の腐敗対策閣僚会合におけるコミットメントを認識し、G20 のコミットメントを新たなものにする。
4. 我々はまた、ACWG の作業を支援する上で貴重な貢献をした全てのメンバー国、招待国、G20 のエンゲージメント・グループに感謝する。特に、議長国ブラジルが ACWG に招聘した国際機関、すなわち国連薬物・犯罪事務所(UNODC)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、世界銀行、国際通貨基金(IMF)、国際刑事警察機構(INTERPOL)、エグモント・グループ、金融活動作業部会(FATF)、経済協力開発機構(OECD)、米州開発銀行(IDB)から提供された専門知識に感謝する。
5. 我々は、腐敗が、必要不可欠な公共サービスへのアクセスや投資決定を妨げ、公的機関への信頼を損ない、公共政策の有効性を制限し、社会的・経済的不平等を助長することで、脆弱な状況に置かれた人々に与える影響に深い懸念を表明する。さらに、我々は、ジェンダーと腐敗の関連性についての理解を深める。我々は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダとその持続可能な開発目標を達成するために、あらゆるレベルにおいて、効果的で、信頼でき、包摂的で、透明性のある制度を発展させ、グッドガバナンスを促進することの重要性を認識する。

仮訳

6. 我々は、腐敗が、特に公的資源の動員、管理及び支出において、開発に対する重大な障害であり続けることを認める。我々は、効果的、効率的かつ透明性のある資源の動員及び利用を可能にする重要な要素として、あらゆるレベル及びあらゆる形態の腐敗と戦うことの重要性を再確認する。
7. 我々はまた、腐敗が社会の安定及び安全に対してもたらす問題及び脅威が、民主主義の制度及び価値、倫理上の価値並びに正義を害すること並びに持続的な発展及び法の支配を危うくすることの重大性への継続的な憂慮を表明する。我々は、腐敗との戦いにおいて、公平、責任、法の下での平等の原則を念頭に置きつつ、人権、適正な手続、基本的自由を尊重することの重要性を認識する。
8. 我々は、腐敗が、市場競争、税収、貿易、公共投資、民間投資、生産性、経済的包摂に及ぼす影響を通じて、経済成長に悪影響を及ぼすことを認識する。我々は、腐敗が不平等を定着させ、公共サービスを弱体化させ得ることに留意する。デジタル公共インフラ(DPI)が腐敗と戦い、透明性と説明責任を促進する上で果たす極めて重要な役割を認識し、我々は、腐敗対策の目的を達成するために、適宜 DPIを活用するよう努める。我々は、効果的な腐敗対策とインテグリティ(清廉性)の対策を強化することが、より公平で、包摂的で、公正な世界に貢献できることを認識する。
9. 我々は、法の支配を堅持し、UNCAC に基づく犯罪の加害者が責任を追及され、セーフ・ヘイブンを拒否されることを確保するための刑事司法措置を実施することにコミットしている。特に、我々は、国内外の贈収賄を効果的に防止し、発見し、捜査し、訴追し、制裁するための努力を強化する。我々は、外国公務員に対する贈賄を犯罪とする法律その他の措置を施行する UNCAC 上の義務を再確認する。
10. さらに、我々は、制度を強化し、実質的支配者の透明化並びに公的部門及び民間部門におけるインテグリティ(清廉性)の促進を含む腐敗対策の政策及び慣行を育成することが、公的資源のより効果的かつ効率的な動員、管理及び配分に貢献し得ることを認識する。そのために、我々はまた、公共サービスのコストを削減し、公共サービスへのアクセスを増加させるために、公共調達におけるインテグリティ(清廉性)を促進することの重要性を再確認する。したがって、このような政策と慣行は、ガバナンスを改善し、不平等を是正し、持続可能な開発を促進するための重要なツールとして活用することができる。
11. 我々は、犯罪収益、特に UNCAC に規定される犯罪に由来する不正な資金の流れを防止し、検知し、破壊するという課題に取り組むことを決意する。我々は、効果的な腐敗対策措置が、そのような資金の流れを生み出す前提犯罪を防止し、それと戦うことを目指すべきであること

に同意する。こうした努力は、より公平で、包摂的で、公正な世界の実現に貢献することができる。

12. 我々は、民間部門が腐敗を防止し、腐敗と戦うための効果的な措置を採用し、実施するインセンティブを与えるために必要な措置をとることにコミットし、他国にも奨励する。これにより、経済成長を促進し、持続可能な開発を促進し、社会的・経済的不平等を是正する。ビジネスにおけるインテグリティ(清廉性)は包括的なアプローチに基づくべきであり、我々は民間部門に対し、国内の法的枠組みに従い、腐敗対策の原則のみならず、人権、労働、環境についても尊重し、配慮するよう求める。
13. 我々は、UNCAC 締約国会議決議 8/12「Preventing and combatting corruption as it relates to crimes that have an impact on environment」を想起し、自国の法制度の基本原則に従い、腐敗対策の枠組みを強化し、倫理的慣行、インテグリティ(清廉性)、透明性を促進し、その分野における利益相反の防止に努めるという我々のコミットメントを再確認する。
14. 我々は、異常気象に起因するものを含む、危機時における腐敗の脅威の高まりを強調する。大規模な緊急支出措置は、横領、贈収賄、その他の形態の腐敗や詐欺のリスクをもたらす可能性がある。この文脈において、我々は、緊急事態における腐敗の防止と戦いに関する G20 ハイレベル原則のガイダンスを参考にすることを含め、このような状況への対応における透明性と説明責任を高めるため、効果的なインテグリティ(清廉性)と腐敗対策措置を適用し、実施することを約束する。
15. 我々は、UNCAC の下での義務に沿い、外国の裁判所における直接的な財産回復手続の利用を含む、財産回復及び返還の実効性を強化することを決意する。各国は、UNCAC の要件に合致し、持続可能な開発に貢献することができる、犯罪収益の特定並びに没収された財産の回復及び返還における国際協力を引き続き促進、支援、強化すべきである。
16. 我々は、例えば、適切な場合、2020 年のサウジアラビアの G20 議長国の下で開始された「Global Operational Network of Anti-Corruption Law Enforcement Authorities」(GlobE ネットワーク)、「Camden Assets Recovery Inter-agency Network」(CARIN)及びその地域 ARINS のような既存の実務者ネットワークに参加し、これらを最大限に活用すること、また、INTERPOL 及び金融情報機関のエグモント・グループが開発した能力を活用することにより、国境を越えた腐敗を含む、腐敗対策法執行機関間の協力の更なる強化を奨励する。
17. 我々は、持続可能な開発に貢献し得る、より効果的な財産回復を促進するための重要な手段の一つとして、国内調整メカニズムに関する経験とグッドプラクティスを交換することの重

要性を認識する。

18. 我々は、UNCAC 締約国会議決議 10/4「Methodologies and indicators for measuring corruption and the effectiveness of anti-corruption frameworks」を想起し、ACWG が、腐敗の測定及び腐敗対策の政策・措置の有効性の評価の分野における作業を継続するために、国連機関及び関連機関・専門家と協力し、この点に関する国際的なイニシアティブを支援することを奨励する。我々は、各国が国内での取組を補完し、より正確で信頼性が高く、有用性の高い腐敗対策戦略・政策を実現するための測定・評価手法や指標を開発することを選択した場合、「Vienna Principles towards a Global Framework for the Measurement of Corruption」を推進することを検討し、適切な場合には、適用を検討する。我々は、2023 年 8 月 31 日から 9 月 1 日にウィーンで開催された、「Harnessing Data to Improve Corruption Measurement」と題された、腐敗の測定に関する初の世界会議の開催を歓迎し、今後のセッションへの参加を奨励する。
19. 我々は、腐敗を防止し、腐敗と戦うための包括的かつ一貫したインテグリティ(清廉性)にかかる措置を採用する民間部門へのインセンティブに関する G20 ハイレベル原則を支持する。公正な世界と持続可能な環境は、複数の主体の間で共有されるコミットメントであることを認識し、我々は、民間部門が、その事業活動の潜在的な環境的、社会的、経済的影響など、その他の関連するリスクを考慮したインテグリティ(清廉性)システムを採用することを奨励する。我々は、必要に応じて、承認されたハイレベル原則を自国において効果的に実施し、民間部門内にインテグリティ(清廉性)の文化を醸成し、開かれた公正な競争を促進するよう努める。
20. 我々は、腐敗の問題と持続可能な開発との関連に関するバックグラウンドペーパーを含む、ブラジル議長国による分析作業を高く評価する。このペーパーは、G20 諸国によって承認されたものではないが、我々の宣言の背景となるものであり、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成を促進する上で、腐敗対策措置を検討する必要性を強調するものである。
21. 我々は、G20 ACWG 説明責任報告書を歓迎する。同報告書は、公共部門におけるインテグリティ(清廉性)を促進するための過去のコミットメントの実施における我々の集団的な進捗のレビューを提供する。我々は、ACWG が将来の作業分野を決定する際に、説明責任報告書で特定された課題及び強調された提言を検討する。我々は、特に、経済的、社会的、環境的な持続可能性の課題に関連する公的部門におけるインテグリティ(清廉性)の促進の重要性に留意する。
22. 我々は、ブラジルが Stolen Asset Recovery (StAR) イニシアティブとのパートナーシップの下、年間を通じて各国から提供された情報に基づき作成した、UNCAC 第 53 条の適用に関する

仮訳

報告書に感謝の意を表する。

23. 我々は、G20 諸国により特定された共通の優先事項及び目標を定めた G20 腐敗対策行動計画 2025–2027 を承認する。我々は、同行動計画が、G20 ACWG が最も付加価値を与えることができる優先度の高い分野での取組みの継続性を確保し、目標とする G20 の行動のインパクトを増大させ、過去のコミットメントの実施と説明責任を促進することの重要性を認識する。我々は、同行動計画のこのアプローチが、将来の G20 議長国がそれぞれの優先事項を決定し、追求するための十分な余地を残すものであり、同時に、それぞれの作業プログラムに関連する成果物を組み込むことを約束するものであることを強調する。

今後の進め方

24. 我々は、議長国ブラジルのリーダーシップに感謝するとともに、腐敗を防止し、腐敗と戦い、官民両部門におけるインテグリティ(清廉性)を促進するという我々のミッションにおいて、引き続き協力していくことを期待する。将来を見据え、我々は、既存の義務とコミットメントを実施し報告すること、また、我々の集団的な腐敗対策アジェンダを前進させることを含め、G20 ACWG を強化する決意を再確認する。
25. 我々は、新たな課題に対処し、財産回復と返還を強化し、外国における贈収賄に対抗し、腐敗対策法執行協力を強化し、セーフ・ヘイブンを否定し、透明性と説明責任を促進し、全てのセクターにおいてインテグリティ(清廉性)の文化を醸成するために、引き続き協力することを誓約する。
26. 我々は、個人、特に若者や、市民社会、非政府組織、コミュニティベースの組織、学界、メディア、民間部門を含む公的部門外のグループとのパートナーシップを強化することにより、腐敗の防止と戦いのためのマルチステークホルダー・アプローチを促進する議長国ブラジルの努力を歓迎する。我々は、これまでのコミットメントに沿って、そのための条件が整っていることを確保することを含め、腐敗対策の取り組みにおいてこれらのステークホルダーが果たす役割を引き続き認識し、促進する。
27. 我々は、将来の G20 議長国に対し、必要に応じて腐敗対策閣僚会合を開催することを検討し、腐敗対策閣僚会合閣僚コミュニケ 2020、腐敗対策閣僚会合成果文書及び議長総括 2023 及び腐敗対策閣僚宣言 2024 におけるコミットメントの実施を支援することを奨励する。